

有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

改正対象

事業所承認規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用(翻訳))

改正理由

決議 MEPC.325(75)により, 2022 年 6 月 1 日以降に搭載される有害水バラスト処理設備について, コミッショニング試験時にバラスト水の分析が義務づけられている。当該試験実施の際に考慮されるガイダンスである BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the commissioning testing of ballast water management systems”が発行されており, 本会は事業所承認規則において事業所が参照すべき文書のひとつとして当該ガイダンスを列挙している。

今般, 上記ガイダンスに従い実施されるコミッショニング試験に関する指針として, IACS 勧告 No.180 が発行されるとともに IACS 統一規則(UR) Z17 の参照文書に含まれたため, 関連規定を改める。

改正内容

事業所承認規則において, 事業所が参照すべき文書のひとつとして IACS 勧告 No.180 を追加するべく改める。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DX24-25

「有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">事業所承認規則</p> <p>3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件</p> <p>18 章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所</p> <p>18.2 品質システム</p> <p>18.2.3 事業所が参照すべき文書 事業所は、次の(1)から(8)に掲げる文書（その後の改正を含む。）を常時利用可能にしておかなければならない。 ((1)から(7)は省略) (8) <u>IACS Recommendation No.180</u></p> <p>18.3 技術者</p> <p>18.3.1 教育・訓練・資格等 -1. 技術者は、次の(1)から(3)に掲げる事項を満足するものでなければならない。 ((1)及び(2)は省略) (3) 18.2.3(3), (4)及び(8)に掲げる文書に関する知識を有すること。</p>	<p style="text-align: center;">事業所承認規則</p> <p>3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件</p> <p>18 章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所</p> <p>18.2 品質システム</p> <p>18.2.3 事業所が参照すべき文書 事業所は、次の(1)から(8)に掲げる <u>IMO</u> 文書（その後の改正を含む。）を常時利用可能にしておかなければならない。 ((1)から(7)は省略) (新規)</p> <p>18.3 技術者</p> <p>18.3.1 教育・訓練・資格等 -1. 技術者は、次の(1)から(3)に掲げる事項を満足するものでなければならない。 ((1)及び(2)は省略) (3) 18.2.3(3)及び(4)に掲げる文書に関する知識を有すること。</p>	<p>IACS UR Z17 (Rev.19)</p> <p>IACS 勧告 No.180 の参照追加</p>

「有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所」新旧対照表

新	旧	備考
附 則		
1. この改正は、2026年1月1日から施行する。		

DRAFT